

職務に専念する義務の免除に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年船橋市条例第25号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づく船橋市（以下「市」という。）職員の職務に専念する義務の免除に関し、必要な事項を定める。

(職務専念義務の免除)

第2条 条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の必要により職員が国、他の地方公共団体又は公共的団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 市の必要により職員が市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行なう場合
- (3) 職員が船橋市職員安全衛生管理規程（昭和51年船橋市規程第1号）に規定する安全衛生委員会の業務に従事する場合
- (4) 市の必要により職員が共済組合業務に従事する場合
- (5) 市の必要により職員が市政又は学術等に関し、講演又は講義等を行なう場合
- (6) 職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条に規定する消防団員（非常勤の消防団員に限る。）として任命され、消防団員としての活動を行う場合
- (7) 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合又は資格の更新に必要な手続きをする場合
- (8) 職員が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の健康診断に代わる人間ドックを受診する場合（概ね1年につき1日を限度とする。）
- (9) 前号の健康診断又は人間ドックを受診した職員が再検査を受診する場合（1回及び1日を限度とする。）

- (10) 市の事業として実施される献血事業の協力要請に応じて職員が献血を行なう場合
- (11) 妊娠中の職員が勤務緩和措置を受ける場合
- (12) 医師又は助産師により休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の指導を受けた妊娠中の職員が休養又は捕食をする場合
- (13) その他特に必要と認められる事由がある場合
(職務専念義務免除の承認申請)

第3条 職務に専念する義務の免除の承認を受けようとする者は、あらかじめ日又は時間を指定して勤怠管理システム（電子計算機を利用して職員の勤務状況等に係る事務を総合的に処理する電子情報処理組織をいう。）により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を行おうとする者が前条第1号、第4号から第6号まで及び第13号に規定する場合に該当するときは、職務専念義務免除承認申請書（第1号様式）を人事主管課長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を行おうとする者が前条第11号に規定する場合に該当するときは、妊婦の職務専念義務免除申請書（第2号様式）を人事主管課長に提出しなければならない。
(職務専念義務免除の承認)

第4条 前条第1項の規定による申請に対する承認は、任命権者が特に必要があると認める場合を除き、人事主管課長が行なうものとする。ただし、第2条第2号、第3号、第7号から第10号まで及び第12号に規定する場合には、船橋市事務決裁規程（昭和46年船橋市規程第2号）別表第1の1人事に関する事項の表3の項に定める決裁責任者が行うものとする。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日前に承認を受けた改正前の第2条第14号の規定による職務に専念する義務の免除については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。